

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	特別児童扶養手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人情報を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事務を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組む。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和4年9月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、(中略)これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条) 1.各種申請、届出の審査・認定 2.特別児童扶養手当関係情報の中間サーバへの保存 3.手当支給時の公金受取口座情報照会・取得
③システムの名称	特別児童扶養手当支給事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当データベース(受給者・配偶者・扶養義務者・対象児童情報)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 番号法第9条第1項 別表第一の46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二の9,12,15,16,19,26,30,56の2,57,87,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 <情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の66の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都心身障害者福祉センター調整課
②所属長の役職名	調整課長
6. 他の評価実施機関	
都内区市町村長	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都心身障害者福祉センター調整課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2949
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都心身障害者福祉センター調整課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2949

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月14日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター調整課 162-0052 東京都新宿区戸山3-17-2 03-3203-6141	東京都心身障害者福祉センター調整課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2949	事前	庁舎移転(28年3月)による。
平成28年3月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター調整課 162-0052 東京都新宿区戸山3-17-2 03-3203-6141	東京都心身障害者福祉センター調整課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 03-3235-2949	事前	庁舎移転(28年3月)による。
平成28年4月1日	5. ②所属長	調整課長 石岡 富士雄	調整課長 高岸 聡子	事前	人事異動による。
平成28年11月22日	2. 特定個人情報ファイル名	特別児童扶養手当データベース(受給者、対象児童情報)	特別児童扶養手当データベース(受給者・配偶者・扶養義務者・対象児童情報)	事前	
平成28年11月22日	1. ②、3. 及び4. ②		条項の表記を訂正及び統一。	事前	文書担当からの指摘による。
令和1年6月10日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長	②所属長の役職	事後	様式変更による変更
令和1年6月10日	IV. リスク対策	なし	項目の追加	事後	様式変更による追加
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人員 いつの時点の計数か	平成28年11月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	しきい値確認に伴う修正
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日時点	令和3年4月1日時点	事前	しきい値確認に伴う修正
令和3年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ②事務の概要	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、(中略)これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条) マイナンバー導入後は、番号法第19条第7号 別表第二の第66の項の規定に基づく情報提供者からの情報を基に支給する。また、番号法第19条第7号 別表第二の第85の項の規定に基づく情報照会者からの照会に対して、手当受給者に関する情報を提供する。	精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、(中略)これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条) 1. 各種申請、届出の審査・認定 2. 特別児童扶養手当関係情報の中間サーバへの保存	事前	実務に即した文言の簡素化

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二の第66の項及び第69の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府総務省令第5号)第37条 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二の第85の項</p>	<p><情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の第66の項及び第69の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府総務省令第5号)第37条 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二の第85の項</p>	事前	番号法改正に改正に伴う修正
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号 別表第二の第66の項、第69の項及び第85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府総務省令第7号)第37条</p>	<p>番号法第19条第8号 別表第二の第66の項、第69の項及び第85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府総務省令第7号)第37条</p>	事前	番号法改正に改正に伴う修正
令和4年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値確認に伴う修正
令和4年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値確認に伴う修正
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱事務 ②事務の概要	<p>精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、(中略)これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条)</p> <p>1.各種申請、届出の審査・認定 2.特別児童扶養手当関係情報の中間サーバへの保存</p>	<p>精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、(中略)これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。(特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条)</p> <p>1.各種申請、届出の審査・認定 2.特別児童扶養手当関係情報の中間サーバへの保存 3.手当支給時の公金受取口座情報照会・取得</p>	事前	公金受取口座を活用した給付のための修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p><情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の第66の項及び第69の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府総務省令第5号)第37条 <情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二の第85の項</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 番号法第9条第1項 別表第一の46の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第37条</p>	事前	見直しによる修正
令和4年10月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 別表第二の第66の項及び第85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(内閣府総務省令第7号)第37条</p>	<p><情報提供> 番号法第19条第8号 別表第二の9,12,15,16,19,26,30,56の2,57,87,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第13条の2、第19条、第30条、第31条、第44条、第55条の3、第59条の2の2、第59条の3 <情報照会> 番号法第19条第8号 別表第二の66の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第37条</p>	事前	見直しによる修正